

# 習志野市登所・登園許可証明書

保育所・こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症にかかった場合には登所・登園許可証明書を医師に記載していただき、提出をお願いします。

施設名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日生

| 該当疾患に○ | 疾患名                       | 登所・登園停止期間の基準<br>* 以下の基準に基づき、主治医が判断する        |
|--------|---------------------------|---|
|        | 麻疹(はしか)                   | 解熱後3日を経過をするまで                               |
|        | インフルエンザ                   | 発熱した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで                |
|        | 風疹                        | 発疹が消失するまで                                   |
|        | 水痘(水ぼうそう)                 | すべての発疹が、かさぶたになるまで。                          |
|        | 流行性耳下腺炎<br>(おたふくかぜ)       | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
|        | 結核                        | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                      |
|        | 咽頭結膜熱(プール熱)<br>アデノウイルス感染症 | 主症状が消え2日を経過するまで                             |
|        | 百日咳                       | 特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで     |
|        | 腸管出血性大腸菌感染症               | 医師により感染の恐れがないと認められるまで                       |
|        | 流行性角結膜炎(はやり目)             | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから                    |
|        | 急性出血性結膜炎                  | 医師により感染の恐れがないと認められるまで                       |
|        | 髄膜炎菌性髄膜炎                  | 医師により感染の恐れがないと認められるまで                       |
|        | その他の感染性疾患( _____ )        |   |

上記の疾患で、平成 年 月 日から療養中のところ、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断したので

平成 年 月 日より登所・登園してよいことを証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印